

令和8年度事業計画

1. 基本方針

少子高齢化と人口減少の進行により、地域の支え合いの基盤が一層脆弱になっており、地域経済や活動を支える担い手の減少が顕著となるなど、地域社会の持続可能性に対する危機感が高まっています。

さらに、価値観やライフスタイルの多様化により、一人ひとりの生活状況に応じた、よりきめ細やかな支援が求められています。

また、気候変動の影響による豪雨や台風等の自然災害が頻発する中で、高齢者や障がい者など要配慮者への支援の重要性も増しており、防災や減災を含めた平常時からの連携強化が不可欠です。

このような中、社会福祉協議会の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す指針である「社会福祉協議会基本要項」が2025年に33年ぶりに改定され、下記の4点が社協に求められる役割として明記されました。

- ①その人らしい暮らしを地域で支える
- ②住民主体の地域づくり
- ③協議体としての機能を地域福祉に活かす
- ④地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

多様で複雑な課題に対しては、住民や地域の関係者が対話・協議する場を設け、住民と協働した取り組みを推進することが重要となります。

そこで、令和7年度に策定した門川町地域福祉総合計画（第4次門川町地域福祉計画及び第6次門川町地域福祉活動計画）の基本理念「一人ひとりが『主役』、誰もが豊かで安心して暮らせるまちづくり」の実現のため計画に基づいた事業の推進を図ります。

様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、互いに支え合いながら地域を共に創っていくことのできる社会「地域共生社会」を目指して本計画を作成します。

2. 重点目標

- 1) 法人経営体制の充実
- 2) 地域福祉事業の推進
- 3) 住民の安心・安全を守る事業の推進
- 4) 生活支援事業の推進
- 5) 地域包括支援センター事業の推進

1) 法人経営体制の充実

〔重点項目〕

- ☐ 人材の確保と適正な人員配置を行い事業実施体制の改善に努めます。
- ☐ 福利厚生の実施や処遇改善に取り組み、働きやすい職場作りに努めます。
- ☐ ICT・AIの活用及び研究を行い業務の効率化を図ります。

(1) 理事会・評議員会等の充実、組織改編及び職員の資質向上

- ① 理事会（理事、監事）、評議員会にて、社協事業の理解を深めていき公明な法人運営に努めていきます。
- ② 会計事務所及び本会監事による監査を実施し、事業の適正な運営、経営に努めていきます。
- ③ 職場内研修等を通じて職員の資質向上を図ります。また、働きがいのある職場を目指すことで、離職率を下げ専門職の確保に努めていきます。
- ④ 経営会議、業務調整会議により、職員の経営・組織に対する意識を高め資質向上に努めていきます。
- ⑤ 今後の福祉を取り巻く課題に対応するため本会組織改編を行います。

(2) ICT・AIの推進

- ① ICT・AIの活用及び研究
- ② 職員ワーキングチームによる検討
- ③ 職員研修会の開催

(3) 財政基盤の強化、経営の適正事務管理

- ① 財政基盤を強化するため、自主財源確保と経費削減を進めていきます。
 - ア 社協会費、赤い羽根共同募金などの独自の自主財源確保の推進
 - イ 国、県等の助成事業の活用
 - ウ 効率的な予算執行・事業の見直しによる歳出の削減
- ② 会計基準に基づいた経理規程により、適正な予算執行をおこないます。
- ③ 会計事務所との委託契約により、税務・財務管理及び経営全般について適正な事務管理に努めます。
- ④ 経営会議等において適正な経営管理をおこなっていきます。

(4) 赤い羽根共同募金運動の展開

地域福祉活動推進の財源である「赤い羽根共同募金運動」を推進するため宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会事務局業務を行います。

- ① 共同募金委員会の開催
- ② 共同募金運動（10月から12月）
 - 戸別募金（各世帯）
 - 大口・法人募金（企業、事業所、個人）
 - 職域募金
 - 街頭募金（イベント、募金箱設置）
 - 学校募金（町内小中高校）等
- ③ 「赤い羽根共同募金だより」の発行（3月）

(5) 情報公開制度の推進

情報公開規程に基づき情報公開の推進を図っていきます。

- ①「社協だより」の発行（第 376 号～第 387 号）
- ②ホームページによる情報提供の充実

(6) 苦情解決への取り組み

福祉サービス利用者をはじめ地域住民からの苦情に対して、苦情解決責任者、第三者委員等において、適切な対応を図ることにより、福祉サービスの質の向上を図ります。

(7) 施設管理

門川町総合福祉センターの指定管理者（R. 6～R. 10 年度）として、「住民サービスの向上」「財政コストの削減」等適正・効率的な管理運営に努めています。

(8) 労務管理

- ①社会保険労務士との委託契約により適正な労務管理に努めます。
- ②子育て中等の職員が働きやすい職場環境を整えていきます。
- ③労働契約法に基づき、対象職員を無期契約雇用とし安心して働ける環境を作ります。
- ④全職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレスと判断された職員については希望により産業医の面接指導を実施します。また、健康診断等による職員の健康状態の管理を行います。
- ⑤職員自己申告、個別面談を通じ現状を把握することで、業務改善につなげていきます。
- ⑥職員のアルコールチェック等労務管理の徹底に努めます。
- ⑦職員の意見を反映しながら、福利厚生の実を充実を図ります。
- ⑧職員の勤務態度を評価し雇用形態の検討を進めていきます。

(9) 福祉人材の確保と育成

- ①福祉に関心のある児童・生徒、及び福祉職を目指す実習生等を積極的に受け入れ、福祉人材を育成します。
- ②キャリアパスを導入し、福祉人材の確保に努めます。

(10) ハラスメント防止の取組

職員に対してハラスメント研修を行い理解と啓発に努めます。また、相談窓口を設置し、普段より相談しやすい環境をつくれます。

(11) データの保管

クラウドバックアップにより、自然災害やサイバー攻撃等でのデータの消滅や流失に備えます。

(12) 災害時の取組

災害時の町民に対する支援やケア等の研究をしていきます。

2) 地域福祉事業の推進

[重点項目]

- ☐ 地区福祉推進委員会活動の活性化を図り、「共生社会」の実現に向けて事業を推進します。
- ☐ 地域福祉事業の見直しを行い、実情にあった事業の推進を図ります。

(1) 門川町地域福祉総合計画（第4次地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画）の進行管理

門川町地域福祉計画を推進する行政と連携を図り、門川町地域福祉活動計画及び門川町社会福祉協議会事業推進計画に基づき事業を実施します。

(2) 企画係による事業の実施

地域課題の整理を行い、その課題の解決に向けて事業の推進を図ります。

- ① ICT及びAIの活用の推進
- ② 社会福祉協議会のPRと福祉意識の向上

(3) 地域での見守り交流活動支援

① 地区福祉推進委員会活動の推進

各地区の地区福祉推進委員会活動が充実するよう各種支援活動を行います。

- ア 地区福祉推進委員活動の充実
- イ 地区福祉推進委員座談会の実施
- ウ 地区福祉推進委員長会の開催（年2回）
- エ 小地域見守り活動の充実（安心カード登録者台帳更新）
- オ 活動費の助成（推進委員会活動助成、自主活動助成、年末年始事業助成）
- カ 門川町福祉推進大会の開催（地区福祉推進委員研修）（社協主催）
- キ 福祉バス運行事業【町補助事業】
地区福祉推進委員会の活動支援として福祉バスの運行を行います。

② 生活支援体制整備事業の受託【町受託事業】

- ア 生活支援コーディネーターの配置（専任1名、兼任1名）
- イ サービス開発に関する会議の実施・事業の企画（住民実施型支え合い事業）
- ウ 地区サロン等における買い物支援活動の推進（店舗等との連携）
- エ 生活支援ボランティア養成研修会（家事援助、通院介助）の開催
- オ 地域包括ケア会議への出席
- カ ICT・AIを活用した福祉団体との連携による活動の研究と推進

③ ICT・AIを活用した地域福祉活動の推進

- ア ICT・AIを地域福祉活動に活用するための環境の整備
- イ ICT・AIを活用した事業の推進
- ウ 福祉活動の情報提供（動画作成等）の実施
- エ 高齢者向けスマートフォン教室サポーターの育成

④ 福祉情報の提供とイベントの実施

- 住民への広報活動やイベントを通し、福祉意識の高揚を図ります。
- ア 第31回福祉ふれあい祭りの開催

- イ 門川町福祉推進大会の開催【再掲】
- ウ 情報提供の充実
 - 社協だよりの発行（毎月発行）【再掲】
 - 町内掲示板、班回覧の活用
 - ホームページによる情報提供

（４）生きがいつくり・介護予防事業の実施

高齢者等に対し健康・介護予防活動の推進を図ります。

①福祉バスの運行事業【再掲】

②高齢者スポーツ活動助成

（５）住民主体のボランティア活動の推進

①ボランティアセンター事業の推進

- ア ボランティア活動に関する協議への参加
- イ 学生ボランティアの活動推進（門川中学校、門川高校）
- ウ ボランティア需給・調整・相談業務の充実
- エ ボランティア活動に関する情報提供の充実（社協だより）
- オ 行事等における託児ボランティア事業の推進

②福祉教育の推進

- ア 社会福祉普及推進校の指定（町内小・中・高 全校）
- イ ふくし体験サポーター育成研修会の開催（車いす、アイマスク）
- ウ 夏休みボランティア体験事業の実施（児童対象）
- エ 町内小中高等学校への活動費助成
- オ 拡大学校運営協議会、学校運営協議会への参加
- カ 学校行事等への参加
- キ 福祉団体等と連携した福祉活動の実施【再掲】

③子ども見守りネットワーク事業の推進

児童・生徒への安心・安全な地域づくりを目指します。

- ア 子ども見守り推進会議の開催（年１回）
- イ 子ども見守り活動の広報の充実
- ウ 登下校時の見守り活動の強化
- エ 青色回転灯装備車の巡回運行（新学期開始時、下校後等）

（６）関係機関・団体とのネットワーク形成

①福祉団体の育成支援事業の推進

福祉団体等の自主活動の育成・支援を行います。

- ア 事務局業務
 - 民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ連合会、
 - ボランティア連絡協議会
- イ 活動費の助成（福祉団体・ボランティア等活動助成）

②関係機関との連携及び会議の開催

- ア 子ども見守りネットワーク推進会議【再掲】
- イ 他市町村生活支援コーディネーターとの連携（研修会等参加）
- ウ 日向・東臼杵ブロック社協連協事業への参加
- エ 日向・東臼杵郡障害者自立支援協議会への参加

（７）低所得者支援及び日常生活支援

①生活困窮者自立相談支援事業【町受託事業】

- ア 一次相談窓口業務に関すること
- イ 生活困窮者関係機関との連携

②生活困窮者に関する支援事業

- ア フードバンク事業
- イ フードドライブ
- ウ 要支援者宅清掃事業
- エ 法外援護事業
- オ 子ども食堂等との連携
- カ 居住支援事業の検討と関係機関との連携

③資金貸付事業

- ア たすけあい金庫貸付事業
- イ 生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】
- ウ 新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付の償還指導と生活相談

（８）住民主体の障がい者支援活動の実施

①コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣）【町受託事業】

②専門ボランティアの育成支援（手話勉強会、点訳活動支援）

③視覚障がい者に対する社協だより（点訳）の配布

3) 住民の安心・安全を守る事業の推進

[重点項目]

- ☐ 災害対策基本法に基づいた門川町地域防災計画の「避難行動要支援者等」の把握について行政と連携を図ります。
- ☐ 成年後見事業等により住民の権利擁護の推進を図ります。

(1) 災害対策に関する事業の推進

① 避難行動要支援者等の把握

行政が実施する避難行動要支援者の把握について連携を図ります。

② 災害に関する情報の発信

災害用テントやトイレカー等の災害時に必要となる情報の発信を行います。

③ 防災士との連携

防災士と連携し、災害の意識を高めていきます。

(2) 災害ボランティアに関する事業の推進

災害ボランティアの人材育成を行い有事の際の体制づくりに努めます。

ア 災害ボランティア推進協議会の開催（年1回）

イ 災害ボランティアに関する研修会の実施（年1回）

ウ 災害ボランティアの啓発・広報

(3) 総合相談事業の推進（ワンストップ相談窓口の設置）【町受託事業】

住民の福祉や生活全般の課題は多種多様化しており、様々な相談に対してワンストップ窓口になれるよう相談事業の充実を図ります。

- ・ 常設相談と無料弁護士相談の実施

(4) 成年後見事業等による住民の権利擁護と日常生活支援の推進

① 門川町成年後見事業【町受託事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等の判断能力が低下した方に対し、成年後見人、保佐人または補助人となり、その方の財産管理や身上監護を行います。

ア 成年後見センターかどがわの運営

イ 成年後見センターかどがわ運営委員会の開催（年2回）

ウ 人材育成（法人後見支援員の育成、専門員研修の参加）

② 日常生活自立支援事業の実施【県社協受託事業・町補助事業】

認知症・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の金銭管理等を支援いたします。（専門員の配置、生活支援員による生活支援）

③ 住民参加型在宅福祉サービスの推進

住民相互の支えあい・たすけあい活動を支援します。

住民参加型在宅福祉サービス「たんぽぽ会」活動支援
（家事援助、身体介助、子育て支援）

④ 福祉用具貸出事業

福祉用具等を必要とする方が自宅で自立した生活を送れるよう支援します。

ア 車いすや歩行器等の通常の福祉用具の貸出し

イ 投薬器等介護保険サービスにない福祉用具等の貸出し

4) 生活支援事業の推進

〔重点項目〕

- ☐ 高齢者や障がい者が尊厳を持ち、その人らしく地域で暮らし続けることができるよう相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用の支援を行います。
- ☐ 介護保険法、障害者自立支援法をはじめ虐待や権利擁護等の関係法令を遵守し、適正なサービス提供に努めます。
- ☐ 自立支援の視点に立ち、心身状態の重度化防止に努めます。
- ☐ 地域包括支援センター、居宅介護事業所、医療機関等との連携を深め、在宅生活を継続できるよう支援体制の構築を図ります。
- ☐ 災害や感染症に備えたBCP対策として、衛生管理の徹底及び研修・訓練を実施するとともに、業務の効率化を進め、働きやすい職場環境の整備を図ります。

(1) 居宅介護支援事業の推進（介護保険事業）

介護支援専門員は、介護保険法に位置付けられ保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした役割を担っています。本人及び家族の自助機能を高めつつ、近隣住民・福祉推進委員・民生委員児童委員などの地域の福祉力をコーディネートし、利用者の生活に支障のある課題について助言を行います。

①相談援助及びケアプランの作成

利用者が日常生活を営むのに必要な支援や助言を行い、利用者の尊厳（その人がその人らしく生きる権利）を守り、自宅での生活が継続できるよう取り組みます。

②特定事業所加算の指定を受け質の高い事業を推進します。（特定事業所加算Ⅲ）

家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者等の対象者の支援に関する知識を深め支援できる体制に取り組みます。

③ICT・AIを活用した研修等の実施

AIを活用したプラン作成の研究、動画配信サービスを活用した研修を実施します。

(2) 通所介護（デイサービス）事業の推進

（事業実施日：月～金 但し祝日及び12月29日から1月3日を除く）

利用者が末永く自宅での日常生活が送れ、社会とのつながりを保てるように、利用者の心身機能の維持に努めます。また、家族の就労や日中の不在等の不安、老々介護、認知症や身体介護に加え介護者自身の通院や休息の時間確保など、家族の介護負担の軽減を意識した対応を心がけてサービスを提供します。

サービスの内容は機能訓練を重視し、自宅での生活動作と身体状況に合わ

せて作成する個別の訓練計画をもとに運動に取り組んでもらう等、個々のニーズをサービスに反映させ満足していただけるサービスの提供に努めます。

- ①通所介護の実施（要介護者対象）
- ②第1号通所事業 通所型サービスの実施（要支援・事業対象者）
- ③基準該当生活介護事業の実施（重度障がい者対象）
- ④ICT・AIを活用した業務の推進

（3）訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の推進

（事業実施日：月～土 但し元日を除く）

介護や支援を必要とする高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で生活ができるように、日常生活の状況および要望を踏まえ、自立支援を基本とした入浴・排せつ・食事の介助、また調理や掃除等の生活全般にわたる援助等を行い、在宅での生活が続けられるよう配慮しながら最適なサービスの提供に努めます。また、ホームヘルパーの人材不足は、町内の全事業所が抱える喫緊の課題となっており、人材の育成と確保に向けての検討を他事業所や行政と取り組んでいきます。

- ①訪問介護の実施（要介護者対象）
- ②第1号訪問事業 訪問型サービスの実施（要支援・事業対象者）
- ③障害者総合支援事業の実施
 - ア 居宅介護事業
 - イ 重度訪問介護事業
 - ウ 同行援護事業
 - エ 移動支援事業
- ④特定事業所加算の指定を受け質の高い事業を推進します（特定事業所加算Ⅱ）
- ⑤ICT・AIを活用した業務の推進および研究と検討
 - ICTを活用したシフト管理、会議参加、動画配信を活用した研修の実施

（4）障がい者相談支援事業の推進【町受託事業】

障がい児者の総合相談を開設し支援を行います。

- ①相談職員配置（3名）
- ②障がい児者関係機関との連携（門川町自立支援協議会等）
- ③指定相談支援事業の実施
- ④「障がいの理解、啓発に関する研修会」の開催

（5）地域活動支援センター事業の実施【町受託事業】

障がい者の方々が利用できる日中活動の場を提供し社会参加等を推進します。

- ①地域活動支援センターの実施
 - （月曜日～金曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）
- ②地域活動支援センター運営会議の実施
- ③サテライト型地域活動支援センターの実施

5) 地域包括支援センター事業の推進

〔重点項目〕

- 自宅での生活動作の維持・向上を目的に、専門職が一定期間集中的に関わる通所型予防事業に取り組み効果的な支援体制を整えます。
- 「認知症地域支援推進員」と「認知症初期集中支援チーム」を中心に、認知症についての正しい知識を広め、早期の相談や支援、見守り体制につながる地域づくりを進めます。
- 医療機関・介護事業所等とのネットワークの強化を行い、切れ目ない支援体制づくりに努めます。
- 民生委員児童委員、地区福祉推進員等との連携を強化し、高齢者等の見守りと地域で支え合う体制の充実に努めます。
- ICTやAIの活用を進め、事務作業の効率化と支援の質の向上につなげます。

(1) 一般介護予防事業

介護予防を通じて、人とのつながりや生きがいを育みいつまでも自分らしくいきいきと暮らすことを目的に、社会参加を促し地域づくりを推進していきます。

①いきいき介護予防教室

介護予防や生活に役立つ内容の教室を実施します。

ア 教室メニューの広報、企画調整と開催

(転倒防止、認知症、口腔ケア、脱水、救命救急、介護保険制度など)

イ 前期高齢者向け出前講座(年2回)

②いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、しゃきしゃき百歳体操

ア 体操の普及啓発、継続支援

イ 体力測定と評価

ウ 百歳体操サポーターの養成と活動支援

エ 認知症予防教室の実施

オ 体操不参加者へのニーズ調査、新たな拠点作り

③介護予防チャレンジ教室

地区サロンや介護予防活動に参加したことのない方を主な対象とし、介護予防への理解と生活改善に向けての支援を行います。

ア 継続的な介護予防教室の企画と開催(週1回×4週)

イ 介護予防活動の普及啓発および継続的な活動につながる支援

ウ 地区住民への広報と周知

④ノルディックウォーク

ア ノルディックウォークの普及啓発、継続支援

- イ 効果測定と評価
- ウ 災害に備え高台まで避難できる健康づくりと避難訓練を企画と開催（3ヶ月）
- エ 交流イベント等の企画と開催（年1回）

⑤短期集中通所型予防サービス

利用者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能の低下）の状況に応じ、専門職が一定期間しっかり関わり、体の動きや生活の工夫をサポートし、元の生活に近づけることを目指したサービスです。

理学療法士専門職が個別メニュー作成します。（原則3ヶ月間、最大6ヶ月）

⑥パワーリハビリテーション

65歳以上になると筋力・持久力・バランス能力が緩やかに低下し始めます。生活機能の早期低下を防ぐとともに、フレイル予防をより広く効果的に進めるため、実情に合った仕組みへ検討が必要です。現在の利用者35名に対し事業の見直しの説明を行います。

ア 65歳以上75歳の方へニーズ調査・分析・検討

イ 65歳以上75歳の方対象へ開放パワーリハの企画・実施

⑦西門川介護予防事業 「やろや 西門」

西門川地区（中山間地域）の介護予防の拠点とし、行政区を超えた介護予防の取組と多世代交流にて地域の活性化を図ります。

ア 多世代での介護予防含めた交流（コミュニティカフェ等）、趣味活動等

イ 西門川介護予防の広報支援

ウ 西門川地区の不参加者へのニーズ調査を行い新たな参加者の獲得

エ 体力測定と評価（年1回）

⑧介護予防大交流会

地域の介護予防自主運営参加者の情報交換

（百歳体操、ノルディックウォーク、スクエアステップ等）

表彰・交流・研修会等により、地域活動の継続と活性化を図ります。

⑨サポーター交流会

サポーター自身の意識を高め各地区との交流の中で情報交換を行い、地域活動の活性化へ繋いでいきます。

○各地区サポーターとの交流、研修の企画・開催

⑩介護予防サポーター育成講座

地域における次世代の介護予防活動のサポーターの育成を支援します。

○講座の企画・開催（年間6回講座）

⑪自炊力向上チャレンジ教室

低栄養のリスクの高い独居高齢者等を中心に、1日に必要な栄養を学び健康的食生活ができるよう支援します。

○低栄養改善に向けた調理実習・献立立案の企画・開催（年1回3講座）

⑫介護予防活動の支援と協力

ア 定期サロン、いきいきサロンの活動及びサポーターの活動支援

イ メニューの提供等、活動の活性化支援

ウ 活動内容の広報（紹介）発信、LINE（SNS）活用

（2）包括的支援事業

共生社会の構築を進めるために、高齢者等が抱えている課題や身寄りのない高齢者、認知症独居高齢者等の状況を早期に把握できるよう、関係機関や地区福祉推進委員等へ情報提供を行い連携を図っていきます。また、介護保険制度等による公的サービスのみならず、社会資源を活用し切れ目のない支援を行い、自分らしく自立した暮らしが続けられる地域づくりを進めていきます。

①総合相談支援

ア 高齢者相談支援

イ 各地区の民生委員児童委員および福祉推進委員との連携

ウ 高齢者支援に関する情報発信

エ 介護サービス事業所連絡会の開催

○居宅介護支援事業所連絡会

○訪問介護事業所連絡会

○通所介護事業所連絡会

○介護サービス事業所合同連絡会

オ 介護支援専門員連絡会の開催

カ 関係機関との連携

②権利擁護業務

ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用支援

イ 高齢者虐待への対応

ウ 消費者被害の防止

エ 高齢者支援の担い手育成及び活動支援

（3）認知症施策支援事業

認知症の早期発見と早期受診につなげられるよう、相談支援に取り組みます。認知症になっても安心して地域の中で生活が継続できるよう関係機関と連携し、地域全体で認知症に関する知識の普及・啓発を行い見守り体制づくりを強化します。

- ①認知症担当職員配置（２名）
- ②認知症初期集中支援事業
 - 認知症初期集中支援チームとの連携
- ③認知症地域支援推進員との連携と協働
 - ア チームオレンジの後方支援
 - イ オレンジカフェの立上げ企画・後方支援と連携
 - ウ 地域住民へ認知症の理解の啓発
- ④認知症サポーター養成講座等の開催
- ⑤認知症サポーターステップアップ講座の開催（年１回）
- ⑥認知症高齢者一人歩き模擬訓練の開催
- ⑦徘徊ネットワーク・ＳＯＳネットワークとの連携
- ⑧地域住民および関係者との連携と協働
- ⑨認知症高齢者の実態把握

（４）介護予防支援事業（ケアマネジメント）

介護が必要な状態にならないよう、高齢者の日常生活での困りごとに合わせた支援を提案し、高齢者自身と協働し自立した生活が送れるよう支援していきます。

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②介護予防支援業務
- ③ＩＣＴを活用したケアマネジメント業務の推進、会議や研修会への参加及びＡＩの導入に関する研究（ＺＯＯＭ、ケアライン等の活用）